

甲州市入札心得

(目的)

第1条 甲州市発注の建設工事等の契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、甲州市財務規則（平成17年甲州市規則第48号。以下「財務規則」という。）及び甲州市建設工事執行規則（平成17年甲州市規則第106号。以下「執行規則」という。）その他法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(入札参加資格要件)

第2条 競争入札に参加しようとする者は、現に有効である甲州市有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されている者で、次の各号に示す要件をいずれも満たしているほか、公告で掲げる要件をいずれも満たしている者であること。

- (1) 政令第167条の4第1項及び第167条の11第1項の規定に該当しない者であって、同条第2項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 入札日に、「甲州市建設工事請負契約に係る指名停止等措置要綱」の規定に基づく指名停止を受けている期間中である者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、また民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、入札参加申請締切日までに競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過していない者でない者であること。
- (5) 入札日前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者でない者であること。
- (6) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け、支払いが不可能になった者でない者、又は第三者の債権保全の請求が常態化したと認められる者でない者であること。

(入札保証金等)

第3条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に入札金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約担当者の指定する甲州市指定金融機関又は会計管理者に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が、入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を契約担当者に提出しなければならない。

3 入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供する場合は、次に掲げる書面を入札前に契約担当者に提示しなければならない。

- (1) 入札保証金については、甲州市指定金融機関に納付した場合は保証金保管証書預り証

(2) 入札保証金に代わる担保については、会計管理者に納付した場合は保管有価証券預り証

4 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその預り証と引き換えにこれを還付する。

(入札等)

第4条 入札参加者は、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、設計図書、仕様書及び契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札執行回数は、初度の入札を含め3回を限度とする。ただし、予定価格を事前公表している場合にあっては、1回とする。

3 入札書は、公告で指定した入札の日時及び場所に、提出書類とともに直接持参しなければならない。それ以外は認めない。

4 入札書は、工事箇所ごとに別記書式により作成し、所要の事項を明記し、かつ、所定の箇所に押印し、提出しなければならない。訂正したときは当該訂正箇所に押印しなければならない。

5 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回は認めない。

7 予定価格を事前公表している場合にあっては、工事費内訳書又は積算内訳書（以下「内訳書」という。）を提出しなければならない。

8 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

9 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

10 入札参加者は、令第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることができない。

(入札の辞退)

第5条 競争入札に参加する者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 競争入札に参加する者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、別記様式による入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札参加者は、入札前に他の入札参加者をさぐる行為をしてはならない。

(入札の延期又は中止)

第7条 天災等の不可抗力や、入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす場合等、やむを得ない理由や入札を公正に執行することができないと認められるときは、既に公告に付した事項の変更、当該入札の延期又は中止をすることがある。

これらの場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても、市は弁償の責任を負わないものとする。

(無効の入札)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札に関して不正の行為があったとき
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 財務規則第163条の適用がある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき
- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 金額がゼロ円の入札
- (8) 入札金額の頭に「¥」マークの記入がない入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (10) 明らかに連合によると認められる入札
- (11) 同一条件の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理人をした者の入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札
- (13) 予定価格を事前公表している場合にあっては、予定価格を上回る価格での入札、内訳書の工事価格を上回る価格での入札、内訳書の提出がない入札

(開札の立会い)

第9条 開札には必ず立ち会うこととする。ただし、やむをえない理由により立会えない場合は、前もって開札に立会えない理由書(様式は問わない。)を提出するものとする。この理由書は、市長宛で、入札者の商号又は名称、代表者職氏名の記名押印(入札書と同一印)により、入札年月日、入札・契約番号、件名、開札に立会えない理由を記載すること。

- 2 開札時に入札参加者が立会えないときは、当該入札(開札)事務に関係のない職員を立会わせるものとする。
- 3 開札の立会いを委任する場合は、指定様式の委任状により委任すること。
- 4 入札参加者が、開札に立会えない理由書を提出せずに無断で開札に立会わなかった場合は、次回からの入札参加を制限することもある。

5 開札時においては、係員の指示に従うこと。又開札会の秩序を乱し、他人に迷惑をかけたり、事務に支障をきたす原因となったり、妨害となるような行為をしないこと。これらに違反したときは退席させ、次回からの参加を制限したり、入札参加者（開札立会いの受任者を含む。）にあつては、業務に関し不誠実な行為であり契約の相手方として不適當であると認められた場合は、入札参加資格停止措置を行うこともある。

（落札者の決定）

第10条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 総合評価方式による競争入札の場合は、予定価格の制限の範囲で、総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高いものを落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

3 契約担当者は、当該契約の内容に適合した履行を確保するためあらかじめ最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

（再度入札等）

第11条 開札をした場合において各人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき、又は最低制限価格を設けた場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、予定価格を事前公表している場合にあつては、再度入札は行わない。

（同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）

第12条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（契約保証金等）

第13条 落札者は、契約書の案の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

- 2 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金を納付する場合には、契約担当者から保証金納付書の交付を受けて指定金融機関に現金を納付し、会計管理者が交付する保証金保管証書預り証を契約担当者に提出しなければならない。
- 3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合には、当該担保が有価証券である場合には、保管有価証券納付書により会計管理者に納付し、会計管理者が交付する保管有価証券預り証を契約担当者に提出しなければならない。
- 4 落札者は、第1項本文の規定により提供する契約保証金に代わる担保が金融機関等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証である場合には、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

（工事履行保証契約）

第14条 落札者は、前条第1項ただし書の場合において、契約保証金の納付の免除が財務規則第165条第1号に該当する場合によるときは、契約書の案の提出と同時に、当該保証契約に係る保証証書を契約担当者に提出しなければならない。

（入札保証金の振替）

第15条 契約担当者において必要があると認める場合には、落札者の承諾を得て落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振替えることができる。

（違約金）

第16条 財務規則、執行規則及び甲州市建設工事請負契約約款等の規定による。

（契約書等の提出）

第17条 契約書（請負代金額が、50万円以下の場合は請書とすることができる。）を作成する場合においては、落札者は、契約担当者から交付された契約書の案に記名捺印し、落札決定の日から7日以内に、これを契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札はその効力を失う。
- 3 議会の議決を要する契約における第1項の適用については、同項中契約書とあるのは仮契約書とする。
- 4 議会の議決を要する契約にあつては、議会の議決があつたときに本契約が成立する。したがって、議会の議決を得られなかったときは、本契約は不成立となり、この場合において市は損害賠償の責を負わない。

（工事の着手）

第18条 落札者は、契約締結後直ちに工事に着手しなければならない。

（異議の申立）

第19条 入札した者は、入札後、入札心得、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

(その他)

第20条 業務委託、物品購入等については、この入札心得を準用するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この入札心得は、平成17年12月1日から実施する。

(郵便入札)

2 入札書は、令和2年5月1日から当面の間、第4条第3項の規定にかかわらず郵便による方法とすることができる。この場合において、第9条第1項の規定による前もって開札に立ち会えない理由書を提出したものとみなす。ただし、立ち会いの申出があった場合は、この限りではない。

附 則

この入札心得は、平成20年12月26日から実施する。

附 則

この入札心得は、平成21年6月10日から実施する。

附 則

この入札心得は、平成21年7月10日から実施する。

附 則

この入札心得は、平成21年9月10日から実施する。

附 則

この入札心得は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この入札心得は、令和元年10月1日から実施する。

附 則

この入札心得は、令和2年5月1日から実施する。